

富岡町（居住制限区域）から関東地方に避難し、子供が避難先で就職や進学をして定着しているため、避難先への移住を予定している申立人の自宅土地建物について、全損と評価し、建物につき原発事故時の残価率を8割とし、土地につき郡山市の平均地価を参考にして、損害額が算定された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の不動産につき、下記記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 損害項目

不動産損害（土地）	金10,077,051円
不動産損害（建物）	金20,728,305円
弁護士費用	金924,161円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目についての和解金として、金31,729,517円の支払義務があることを認める。

### 第3 仮払補償金の控除

申立人は、被申立人に対し、仮払補償金として金1,300,000円を受領済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月12日

（別紙不動産目録省略）

（仲介委員 玉越浩美）